

コメント

韓栄恵：相馬教授の発表もある意味では家族政策の問題というよりは、私は専攻が違うので非専門家としてここに参加しておりますが、私の関心としてはむしろ知識社会的なフレーム、あるいは家族のコンセプトに関する内容、全体的な国家での行為者の定義の論議、そのような問題に聞こえました。

今日の討論の中で、もしかしたら登場するかもしれませんが、家族を取り巻く市場と国家の立場、最近重視されている新しい公共の関係、労でも使でもない公共領域、それをいかにつくり上げていくべきなのか。市民社会の議論ともつながる大変重要なポイントであったと思います。

家族の概念と関連してお話しされたときに思いましたが、最近授業で半分冗談で、家族というものは同じ集団に見えるかもしれないが、観点を変えれば家族ほど多様な集団はないと。標準な家族だとすれば性別も違うし、世代もお年寄りから子どもまで社会的配列が全部違い、職業も全部違う。1つの集団でこんなにカラフルな集団はないと言えます。でも、これを1つの戦略、あるいは何かを土台に単一の集団としてまとめてみると、いい点もあるし、悪い点もあります。世の中で一番カラフルな集団が家族だという話をしたことがあります。家族のコンセプトの話も出ましたが、大変おもしろく大変勉強になる発表でした。

お二方の発表と関連して討論をしていただきたいと思います。

白仙姫：ソウル神学大学校社会福祉学科の白仙姫と申します。

お二方の先生、発表ありがとうございました。よくまとまっているペーパーだと思います。私にも勉強の機会となりました。

日本の相馬直子さんは韓国の現状についてよくご存じです。韓国語もよくご存じですし、韓国資料も十分検討されていて興味深く聞きました。また、健康家庭基本法がどうして韓国で出現したのかというお話をしてくださいました。韓国における健康家庭基本法の背景などについて、外国人の観点ではこういうふうにも見られるんだという非常に斬新な側面がありました。しかし、紙面の限界で韓国社会において議論された内容が十分伝わりにくかったのではないかと思います。私は韓国の中におりますので、私が韓国の内部で見たその背景についてもう少し申し上げますと、先生の研究にもお役に立つのではないかと思います。

お二方の先生のテーマが実は多くの共通点を持っております。例えば社会的背景としての少子化、特に家族と関連しては離婚率の増加、国際結婚の増加などの共通点もあります。社会がどういう目指す点を持って政策を作っていかなければいけないのかということで、仕事と家庭

の両立という焦点化があり重要であるというご指摘でした。

家族と国家の役割をどういうふうに決めるべきなのかにに関して、相馬直子さんは責任という問題でアプローチをしてくださり、宋多永さんは選択という問題でアプローチをしてくださったんですが、一脈相通ずるところもありました。また、分析している政策が、健康家庭基本法もそうですが、保育政策にも焦点を当てて、相馬さんは日本の保育政策にフォーカスを当て、宋多永さんは韓国の現政権の政策に焦点を当てた点も共通でした。お二方のペーパーについては、討論者でありますので1点ずつ質問を申し上げて、お二方の内容を補完するレベルで私が持っている幾つかの事実を申し上げたいと思います。

まず、相馬直子さんに質問をしたいのは、韓国は今、明示的家族政策を持っている。それが健康家庭基本法である、と分析をしてくださいました。日本には明示的家族政策がなくて、黙示的家族政策の1つの形態として育児政策についてお話しされました。家族政策というフレームでもって、明示的政策がないので育児支援政策を分析するのは正しいと思います。

そうであれば、韓国にも育児支援政策としての保育政策があるのに、健康家庭基本法と保育政策を一緒に分析するのはいかがだろうかと思いました。そうすると、相馬さんがほかのレベルでも考えられますし、ある側面では結論もちょっと違って来たのではないかという気もします。韓国の保育政策について非常によくご存じであるにもかかわらず、今回はそ

れについての言及を省略された理由について質問したいと思います。

宋多永さんに質問したいのは、選択に焦点を当てたことに関してです。韓国の政策、特に育児支援政策において選択の話が出てくるときはいつも、多様性という話と一緒に出てくるわけです。多様な家族形態、家族が瀕している状況、多様な欲求、こういった多様性をどういうふうに解決すべきなのかということと関連して、多様性を解決する方法として多様な代案を提示し選択させようという話です。

この多様性というのを福祉の側面から見ますと、クライアントの多様な欲求に対応して多様なサービスを提供し、そうすることによって最もいいサービスが選択できるようにして、一番適切に欲求を解決することを意味します。選択という問題は責任とも関係がありながら、同時に選択と多様性の関係をどういうふうにみなすべきなのか。これも重要な問題であると思います。ですので、選択と責任、選択と多様性についてどういうふうに思っているのか、ペーパーにも少し書いてありましたが、ご意見を伺いたいと思います。

まず、健康家庭基本法について申し上げますと、この法律はどこからどう申し上げればいいのかという気がします。私、宋多永さん、相馬直子さんは社会福祉政策を専攻しておりますし、社会福祉政策の脈絡で家族福祉政策を研究しておりますが、健康家庭基本法は、実は社会福祉学者の介入や保健福祉家族部の介入よりは、家政学で先に議論がありました。こういった法律への熱望は15年ほど

前にさかのぼります。そのときから、健康家庭基本法と類似のタイトルで既に家政大学の中ではこういう法律が必要であると主張されました。そして10年間進め、実を結んだのが2000年代の初めです。

学問のバックグラウンドが、実は観点に多くの影響を与えるようです。社会福祉のほうで持っている家族の観点はご紹介いただきましたが、家政学が持っている家族に関する観点は、最初からスタートそのものが違うということです。家政学は家庭の機能を考えていますし、もう少し現実的に申し上げると、家政学で健康家庭基本法を提案するようになった背景は、もちろん韓国社会における国際結婚や離婚の増加などの家族の危機にも関心があったと思います。しかし、日本の学者の方がたくさんおられるので、どういうふうと考えられるかちょっと心配ですけれども、韓国では家政学部はあまり大学で人気のある専攻ではありません。人気が落ちている専攻ですので、卒業生の就職問題が実は重要な問題でした。

家政学部はほかの学科と違って、卒業すると就職するところが多くありません。社会福祉科を卒業すれば社会福祉機関に就職し、乳児教育科を卒業すれば幼稚園に就職しますが、現代社会が変わっていった、家政学部が大学で1つの学科として位置づけられた目標がなくなって就職の問題が問題となりました。家政学の健康家庭基本法制定のための努力は、対外的には健康な家庭を社会的な基本単位である家庭の問題を確固たるスタンスを決めることでしたが、対内的には卒業生たちの就職問題の解決がありました。

法律を制定するようになったのは、対内的な要因がもっと大きく作用したと私は思っているわけです。

10年ほどに亘った家政学側の法制定のための働きかけが、あまり成果を上げられなかったが、2000年の初めに法制化できた背景には、社会的な背景がそのときに相乗効果をもたらした。離婚問題や国際結婚などいろんな社会的な問題が出て、そのときタイムリーに法律がつけられた。実はこの法律に（ついて）最初、家族のコンセプトと関連する議論は、家政学がスタートして主導するようになったというわけです。その後、社会福祉のほうで、このように家族の概念を定めるのが現代社会で正しいのかという問題提起をして、家政学と社会福祉学の間でそういった議論がありました。

そして法律が定まり、重要なのはこの法律に基づいて、韓国に健康家庭支援センターというところできたことです。センターがあるので事業をしなければいけない。しかし、その事業は法律の目的に見合うものでなければいけないので、健康な家庭はどういうものなのか、家庭の機能をどういうふうに確立すべきなのか、というところに焦点を当てて事業をやっています。

事業の内容は、最初あまりにも家族などを強調しているので懸念したんですが、育児と関連しては親の教育。特に家庭内における両性平等と関連しては、父親の育児に参加できる機会の提供。仕事と家族の両立と同じように、家族が家庭内の育児と一緒に参加できるのかについての教育。そして育児政策と関連しては『子ども世話事業』といって、保育施設

に行かせないときに緊急に他人からの世話サービスが必要な場合に、健康家庭支援センターに電話をして保育教師が、子どもケア士が派遣されます。一時的に支援をするサービスも提供されています。健康家庭支援センターのそういった事業は、韓国の育児政策とも関係があると思われる。

今、宋多永さんは主に 李明博（イ・ミョンバク）現政権に焦点を当てています。相馬直子さんは韓国の前政権にフォーカスを当てておりますが、両政権の保育政策は全く違います。現政権に焦点を当てて、前政権（盧武鉉政権）とどういう変化があったが、そして今日のキーワードと言える家族・市場・国家・選択がどういうふうに変わってきたのかというのを簡単に申し上げます。

李明博（イ・ミョンバク）現政権の育児政策と関連して最も重要な変化の1つは、宋多永さんも最もご関心の育児手当の導入の問題です。そしてバウチャー制度。国公立保育施設のお話もたくさん出ましたが、国公立保育施設の予算をとっても削減したんですが、私はそれを公共性のあきらめと見ています。そして今私が言いました子ども世話士とか、宋多永さんが言いました家庭保育教師の制度。この4つが李明博現政権の大きな政策の流れであると思います。この4つの制度をお話すると、家族・市場・国家・選択の問題がどういうふうに変わってきたのかというのがわかります。

育児手当は現政権で出した政策ではありませんけれども、この議論は盧武鉉政権のときからありました。盧武鉉政権が直属委員会で育児政策をつくるときに私も

参加して一緒につくりましたが、そのときから議論がありました。しかしその議論の背景は今とは違います。

保育政策について簡単に申し上げなくてはならないと思います。乳児保育施設がいくら多くても、いくらい保育施設があっても、韓国では家庭で直接世話をするのを好む親の割合が高いので、親の選択がどちらにあるのか、欲求がどこにあるのかといったら、家庭にあります。実はそちらのほうがはるかに高いです。これは社会的インフラと関係なく韓国の認識です。家庭のほうが好まれております。

ところで、乳児に関する保育施設を建ててサービスを提供するわけですが、その当時、保育料は約35万ウォンぐらいでした。盧武鉉政権でその基本補助金支援という政策をつくって、民間保育施設に乳児を預ける場合は、ゼロ歳を基準とすると約35万ウォンの基本補助金を与えるようになりました。ある日突然、政府の支援が低所得層基準で35万ウォンから70万ウォンになりました。

そうすると、利用しない人と利用する人の国家給付の差が、1ヶ月を基準にしてゼロウォンからマキシマム70万ウォンになって、そのギャップが大変大きくなったわけです。保育施設を利用する・しないは特に乳児の場合は重要な選択であり、自分が育てたいし、児童発達にも合う正しいことだと考える人は、そのようにベターな家庭での育児を捨てて保育施設に送らないと、70万ウォンはもらえないのは、どうしたことかと、社会的公平性の問題がもたらされました。

同時に、保育施設を利用できる地域は

それでもあるから利用する。しかし山間地域や、保育施設を利用したくてもできない地域では、社会的公平性や国家の責任を考慮して、一部の補助をしようという話が出ました。全体的な政策の基調は、社会的にインフラを整える国家政策にフォーカスがありましたし、死角地域についてはそういった補完が必要であるということでした。医療政策にもそういう点があります。病院で出産すべきだけれども、やむを得ず病院で出産できない場合は現金を若干提供するわけです。そういうレベルで支援することが提案されておりました。

ところで現政権になって、これが育児手当として定着しましたし、また保育施設があるところであれ、ないところであれ、関係ないというフォーカスの変化がありました。また以前は祖母にも支援すべきであるという意見もありました。今や韓国で働く女性は祖母に子どもを預けるのが6〜7割です。保育施設よりも祖母のほうを好んでいます。オーストラリアのように、教育を受けた登録祖母には手当を与え支援しようという話がありましたが、現政権では登録をして基本保育の教育を受けるというような話はなくなりました。ですから、利用しなければ、お金をあげる、というようになりました。

ここで、給付の公平性レベルだけで、選択、という用語が一緒に出てきます。そこで支援する費用が10万ウォンぐらいであり、10万ウォンをもらうために仕事をあきらめようとする人はいなかったため、これが仕事と家庭の選択の問題にまではなりません。ただ、利用しない人に対する若干の補償、という話にな

りました。

李明博現政権は今年で3年目です。今後、第2次少子高齢社会基本計画を立てることになりますが、2次計画の中間報告書を見ると、育児手当の対象者もふやし、支援金もふやさなければいけないというのが基本的な方向です。最終的に確定した案ではありませんが、学者の中ではそのレベルをどのぐらいふやすべきなのか、基本補助金が約35万ウォンと言いましたが、ゼロ歳を基準として35万ウォンは支援すべきだという話が出ています。子どもが2人になると、その費用が70万ウォンになるわけですから、仕事と家庭の選択の問題として、育児手当の給付与が大きくなればなるほどその問題が大きくなるでしょう。

韓国政府が育児手当を拡大できない理由は財政的な問題もありますが、これが仕事あるいは家庭の選択の問題になる可能性があるのも、それについては社会福祉学者、女性学者が反対しているので拡大できないと思われます。まだ最終的な結論ではありませんが、育児手当はそういった問題の種を持っているので、育児手当が仕事の代わりに家庭を選択させる懸念があります。

また、バウチャーについては詳しくは申し上げられませんが、バウチャーそのものが国家と市場の役割の中で、市場の役割を強調することになるわけです。国家がインフラを建てるよりは施設同士で競争しなさいということで、民間として市場の役割を強調し、同時に家族と国家の責任あるいは役割と関連して、家族の役割を強調することになります。政府はバウチャーが支払い手段の変更であり、

ただカードを持たせることで変化はないと言っていますが、国家よりは家族の責任がより浮上する理由は何かという、国家が直接施設に対するクオリティー・コントロールをするよりは、親の選択によってクオリティー・コントロールができるという基本的な仮定があるので、国家の役割よりは家族の役割を強調するようになるということです。

そして、家庭保育母と関連してお話ししますと、先ほどの子どもケア士の話は、緊急な場合に支援するというのは福祉的なレベルでも同意できますし、必要だと思いますが、最近この制度が拡大され、緊急なときでなくても日常的に、家で子どもケア士を支援してもらうようなシステムに変わりはじめました。そうすると国家の責任が社会施設やインフラをつくるのか、あるいは人材を養成して家庭に派遣するにとどめるのかというところで、国家の責任が弱化するおそれがあるわけです。また、サービスのクオリティーについても、家族が選択できる保育教師のクオリティーがよければいいわけですが、そうでなければよくないという問題があります。

韓国の地方政府のうち京畿道では、家庭保育士を家に派遣する事業をやっています。京畿道はこの事業を全国的なレベルに拡大しようとしていて、何度も法律の改正についても提案しています。韓国の育児政策と関連しては、前政権では育児インフラ、国公立保育施設を拡大するということに焦点を当てていましたが、現政権では家庭の役割、市場の役割を強調している。選択と関連しては、仕事と家庭の両立が可能になる選択ではな

く、家庭における育児を選択せざるを得ない環境を作る方向に行くことではないか、という懸念があります。

家庭保育士と関連して、宋多永教授がつけレファレンスを見ると、ソムニー教授や私の名前も出ています。ソ教授や他の方々が提案したのは、民間でベビーシッターを活用しても保育料を支援し、市場メカニズムを活用することです。家庭内におけるケア支援という面では同じですが、私と宋教授がフォーカスを当てたのは公共インフラを排除するという意味でのベビーシッターではなくて、公共インフラを拡大しながら、それと同時に必ず必要な多様なニーズを受け入れることができる、例えば夜間保育や緊急などきの保育といった補完的な役割をする、家庭内の保育士サービスが必要であるということでした。

だから、ソ教授やほかの先生は代替的な概念でアプローチしたとすれば、私と宋教授は補完的な概念でこういったサービスを拡大する必要があるということです。こういった変化については報告者のお二方はよくご存じだと思いますが、今後の研究にお役に立てばと思いついていろいろと言いました。私も非常に勉強になるペーパーでした。ありがとうございました。（拍手）

韓栄恵：ほとんど発表に近い討論をしてくださいました。途中で切るのもなんですし、内容も大変よかったので、皆様にはご理解いただけたと思います。フロアの方々から質問を2つだけお受けします。すべてお答えできなくても総合討論のときにお話しいただくということで、

ともかくどのような質問があるのか、質問を承って全体討論につなげていきたいと思っています。そして、その質問へのコメントもあわせて、報告者に2分ずつコメントをお願いします。

シン・グワンヨン：中央大学社会学科のシン・グワンヨンと申します。家族政策といえば普通、保育が重要なアイテムとなっています。しかし、ヨーロッパとアジアの福祉を比較すると、一番大きな違いがどこにあるのか。医療も福祉の中で重要なポイントですし、保育も重要なポイントですが、実は教育もヨーロッパでは福祉の1つの領域となっています。でも、アジアでは教育は福祉の1つの領域とは考慮されていません。

家族福祉を考えるときにも、教育と関連して乳児や幼児の教育だけでなく、青少年教育、子どもの教育もやはり福祉の重要なポイントだと思いますし、議論されるべきですが、それは省かれています。ヨーロッパとアジアを比較するときに、大変重要な違いがそこにあると見ています。そういう内容と関連して家族福祉、家族政策ではどのようなアプローチが可能なのか。それについてお話をいただきたいと思っています。

韓栄恵：ありがとうございます。ほかの方、質問をお願いします。

パク・ゴムヘ：梨花女子大の社会学科で講義をしているパク・ゴムヘと申します。本日、私が関心を持って伺った内容は、今一番問題になっている低出産、少子化です。その理由は多くの方が

お話をされましたが、仕事と家庭の両立の問題ではないかと思います。しかし、ほとんどの低出産の奨励政策や育児をテーマにするときに、まだ韓国では社会福祉政策が下の階層の方々を対象にして、そういう方々が受給するという意味を持っています。そのために実際、低出産克服のための奨励政策が、現在職業を持っていて、可妊期にある女性、高学歴で出産を控えている方が職についている場合がほとんどではないかと思います。

しかし、そのような人々を対象にする政策を開発するよりは、まだ低所得層または、とにかく恩恵を受けることと認識されますので、養育費の補助を申請するのが、職場を持っている人にとっては申しわけないような気持ちになりがちな流れがあります。この政策は基本的に変わるべきだと思います。

家族政策、健康な家庭のための政策、と言えば、両父母がいて、それなりに子どもの養育を経済的に支えることができ、おじいちゃん、おばあちゃんがいる。そのような内容だけが普通は念頭にあるわけですが、ひとり親家族、シングルマザーの家庭で、子どもを育て職場にも出かけなければならない方々のための政策開発が必要だと思います。今日はちょうど家族政策を研究されている方々がいらっしゃいますので、そういう配慮がどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

韓栄恵：時間の関係上、質問はここまでにしたいと思います。それでは発表者の方をお願いします。総合的なまとめをして、次の討論につなげていきたいと思

います。

相馬：コメントをどうもありがとうございました。幾つかあったと思いますが、少しまとめてお答えしたいと思います。白仙姫教授とは10年ぐらい研究などを一緒にさせていただいているので、どうしているのかはお互い知っていると思いますが、そこで先生がおっしゃるとおり、個別の日本と韓国の保育政策の比較という点についても、私は勉強をしてきて幾つか論文も書いてきました。

しかし今回の発表は、ヨーロッパと比べて、アジアの場合は圧縮的な家族変化を経験していると言われる中で、家族や女性や子どもがどういうふうな考え方、どういう単位としてソーシャルインクルージョン（包摂）されようとしているのか、あるいはソーシャルエクスクルージョン（排除）されているのか。その包摂や排除を要請する政策的な論理やその根本にある規範や価値が一体何なのか。そこで日本や韓国はどう違うのか。その点に目的がありました。

ご指摘のとおり保育同士を比べたら、韓国と日本で共通部分と違う部分とおもしろい論点もあって、一緒にこれまで見てきたものだと思いますが、今回特に強調したかったのが、もちろん保育をどうするか個別の 이슈のみならず、子育てがなされる場である家族というのが一体何なのか、家族をどういう定義でどういう範囲まで社会的に包摂、あるいはどこからが家族として排除されるところなのか。それが2000年前半の健康家庭基本法の制定過程で論争があった点で、そ

れが非常に興味深かったわけです。そういった研究の目的と、日本と韓国の比較という目的から今回こういう報告とさせていただきます。

健康家庭基本法の議事録を分析する過程でも、あるいは健康家庭支援センターへの幾つかのフィールドワークの過程でも、大学あるいは家政学の生き残りの問題、あるいは健康家庭支援センターなどのセンターをどういうふうにしていくのか、福祉の専門職をどういうふうにしていくのか、そのあたりの利害対立が相当すごいというのが実感としてありました。今回は圧縮的な家族変化の中で家族や女性をどういうふうな政策の論理、あるいは規範や価値のもとに政策課題が認知されたり、問題化されているのかについて、日本と韓国の違いについてフォーカスを当てたために、利害対立の話や本当の問題というところは言及できなかったわけです。

シン・グワンヨン教授のコメントは非常に私もそう思いました。私が研究している就学前のところでも、例えば保育園と幼稚園をどういうふうに統合しようかという幼保一元化の問題があって、日本も韓国も教育福祉といった概念で議論されている方もいらっしゃると思います。福祉と教育をどういうふうに統合していくのか、教育福祉という形で議論を立てる方もいらっしゃいますし、子どもあるいは子どもを持つ親にとっての社会政策という形で問題を立てる方もいらっしゃいます。非常に重要なポイントだと思います。

最後にパク教授からいただいた、ひとり親家庭に対する政策開発については非

常に重要な点で、私も幾つかインタビュー調査を今、日本と韓国で白仙姫教授とも一緒にやっているところです。またどこかでご議論できる場があればいいなと思います。ありがとうございました。

宋多永：私に与えられた時間はあまりないようですので、簡単に言います。

選択と多様性の問題は非常に悩ましいところです。申しましたように保育施設1つだけが問題なのか、そうではない、家庭もあるし、家庭育児手当もあるし、教師もいるし、ケア士もいる。いろんなサービスや金銭的な支援のある中で家族が選択できるようにするのが、彼らが持っている多様な状況に合わせられるので、もっといいのではないかと、言っていますが、これが自由選択と言えるわけです。

私が最初クエスチョンマークをつけておきましたように、個人が持っている状況と条件がどれだけの自由を与えるのかというところで、虚構があると申しました。多様な選択が自由にできる、というところに、基本的に階層という問題から脱皮できないと思います。階層の問題は非常に重要です。また性別の問題もとても重要です。家庭養育教師は私も使いたいところですが、所得レベル150%に当たる一般勤労者の場合は選択できないといったら、私にとって自由とは選択できない自由でしかないわけです。そういう部分で剥奪なわけです。多様性と関連している階層性を忘れてはいけません。

また本当に重要な 이슈と言える性

別イシューがあります。女性に育児手当、いいです。しかし育児手当というのは結局、だれか1人は子どもの世話をするために仕事をやめなければいけない。その選択はほとんどの場合、女性が仕事をやめなければいけないという二者択一の制限された選択であり、制限された自由選択が果たして自由なのかということです。そういったレベルから見ると、国家が政策をもって介入するときは公共政策、つまり欲求を満たせない人たちからスタートして、その問題を解決するというのが政策の優先順位ではないかと思っています。

そういう面で韓国の保育政策は、最も大きな欲求を持っている共働き家族が、どういうふうに適切なレベルの暮らしができるのかというところからスタートするとしたら、結局は保育施設の質的、量的な拡大が前提となって、その後ほかの選択を語るべきです。今、保育と関連する政策がやっと拡大され始めた時点にほかの話をし始めると、先ほど金秀姹教授がおっしゃったように、本当にウエーアウトになってしまいます。ほかのものが入ってきて基本を失ってしまう状況になるのが心配です。

シン・グワンヨン教授のご指摘はもっともだと思います。そこまではカバーできませんでしたが、実際、家族政策は3歳未満の乳幼児を対象とするものもありますが、多くの先進国では3歳以上、アーリー・チャイルド・ケア・アンド・エデュケーションといって早期教育のシステムとしてアプローチしています。さらに、OECDの諸国は18歳未満の子どもに対する青少年期における教育ま

でも含んでおります。今後そういうところは補完した研究が必要であると思います。

最後の保育と関連する内容で低所得層なのかという話でしたが、そうではありません。実際、私がやっている福祉分野ではほとんど低所得層、最低生計費100%あるいは120%を中心とする政策を多く議論していますが、実は保育政策は絵でかきましたように所得分位50%、所得分位100%。今、現政権は、5歳以上は無償教育までも言っています。ですから、今議論している多くの部分は一般女性。低所得層家族ではなく一般家族のことで。仕事をしながら暮らしている標準型の個人に、すべて適用される政策ではないかと思います。ほかにも議論はいろい

ろあると思いますが、総合討論の時間にしたいと思います。ありがとうございます。

韓栄恵：ありがとうございました。家族政策とは何か、またその対象の設定、項目の設定など全体的なフレームをつくる問題から、特に最後の討論者が健康家庭支援基本法の制定過程と関連するいろんなダイナミクスをおっしゃいました。これは最近、多文化家族支援政策を決める上で、どういう観点から決めなければいけないのか、政策決定と関連する行為者間の言説と主体のダイナミクスなどをうかがわせて非常に興味深く伺いました。（拍手）